(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岐阜県加茂郡八百津町久田見字猴ケ鼻一二八六番四三から同町久田見字猴ケ鼻一二八六番二四まで	前	一三・八〇～三〇・〇メートル	〇・〇七八キロメートル
	後	一七・五〇～三〇・〇メートル	
岐阜県加茂郡七宗町上麻生字岩山三六八番一二地内	前	二二・〇〇～三六・〇メートル	〇・〇二六キロメートル
	後	二三・八〇～三六・五メートル	
岐阜県加茂郡八百津町久田見字岩山一番一〇から同町久田見字岩山一番八まで	前	一四・〇〇～一六・〇メートル	〇・一二一キロメートル
	後	一四・三〇～三六・二メートル	
岐阜県加茂郡八百津町久田見字岩山一番九地内	前	二六・〇〇～三五・八メートル	〇・〇六九キロメートル
	後	二六・〇〇～八一・二メートル	
岐阜県加茂郡白川町坂ノ東字愛宕山一五六五番一から同町坂ノ東字愛宕山一五六五番二まで	前	一八・二〇～二九・三〇メートル	〇・〇三九キロメートル
	後	一八・二〇～三一・五メートル	
岐阜県加茂郡白川町坂ノ東字下之山七四六番一地内	前	二五・二〇～三五・〇メートル	〇・〇九四キロメートル
	後	二五・二〇～四八・八メートル	〇・〇九四

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
京都府船井郡京丹波町下山藤ヶ瀬一〇番二から同町富田長野三九番一まで	前	BA 七・〇～七・〇メートル	三・四一五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 七・〇～七・五メートル	三・九〇五	
		BA 一三・五～一〇二・〇メートル	三・四一五	
		一三・五～一〇二・〇メートル	三・九〇五	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第三十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年二月二十六日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　6

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人神戸市防災安全公社

三(1) 役員の氏名の変更

変更前	宇津　寛、小柴　善博
変更後	岩佐光一朗、岩井　美香

(2) 変更年月日

平成二十一年十二月二十二日

○近畿地方整備局告示第三十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年二月二十六日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　14

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社兵庫確認検査機構

三(1) 評価員の氏名の変更

変更前	松原　武男
変更後	—

(2) 変更年月日

平成二十二年二月八日

○中国地方整備局告示第二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
下関市一の宮住吉三丁目一四三五番四から同市一の宮卸本町二〇五七番一まで	前	三三・〇～八〇・〇メートル	〇・五八六キロメートル
	後	三四・〇～一〇三・〇メートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	下関市一の宮住吉三丁目一四四四番一から同市一の宮卸本町二〇六三番一まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年二月二十七日

○四国地方整備局告示第十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号